

第9期第2回川崎市子どもの権利委員会

日時 令和8（2026）年1月29日（木） 18：00～20：00

場所 川崎市役所本庁舎 復元棟2階201会議室

出席委員 10人
加藤委員長、安委員、和泉委員、金子委員、霜倉委員、
蔣委員、高石委員、田上委員、寺島委員、山岸委員

欠席委員 0人

事務局 こども未来局青少年支援室4人
箱島室長、湯川担当課長、内藤係長、圓谷専門調査員

議題等 (1) 委員会の調査活動について
(2) その他

公開・非公開の別 公開

傍聴 0人

1 開会

2 議事

(1) 委員会の調査活動について

○加藤委員長 それでは、第9期第2回川崎市子どもの権利委員会を、お手元の次第に沿って進めたいと思う。まず資料について説明等を事務局からお願いしたい。

○事務局 資料1に基づき説明。

○加藤委員長 今、事務局から資料1に基づき実態・意識調査の幾つかの項目のクロス集計結果を報告していただいたが、毎回諮問に対してその答申を導き出していく過程で、実態・意識調査の分析を通して、どこに問題があるかなどを少しあぶり出した後にヒアリング調査や対話調査に入っていくという流れになっている。前期の諮問が相談救済機関の利用促進で、実態・意識調査の質問でもそれと関連する質問項目があったが、今回の諮問はテーマが広いので、関連しそうな項目を幾つかクロスして整理していただいた。

前回の委員会でいただいた諮問の受け止めの要約についても説明があったが、今の事務局からの説明に対して質問等あるか。

○和泉委員 質問というよりは、少し驚きの部分も含めて感想になるが、相談する環境について「相談機関を利用したいと思う」Q16の課題というのが、自分の気持ちや悩みを話せる大人がいないほうが実は相談機関を利用したいとは思っていないという、このギャップがちょっと気になった。身の回りにいないから、ほかの機関や相談相手を見つけようとするのではなく、利用したいという子が少ないという結果になっているというのはかなり大きな問題があって、そこがほかの人と関わっていけるような、ほかに相談できるようなルート、チャンネルがつかれるのかというのが大きな課題なのかと、すごく重要な結果を示したと感じた。

○加藤委員長 話せる大人がいないという人のほうが相談機関を利用したいという人が2割を切っていて、かなり少ないというのは、自分たちの悩みを抱え込みながら生活している、いろんな課題がここに込められていると感じた。

○霜倉委員 前期のヒアリングをする中でも印象深かったのが、支援学校でヒアリングしたときに、障害をお持ちのお子さんは、自分の親だったりとかそれから先生だったりとか、本当に身近な人に相談をしたいようだった。これは多分障害の有無に関わらないと思うが、やっぱり身近な人は相談しやすいと思う。そもそも相談機関というよりも、身近に話せる人がいるかないかだと思う。大人に相談が、身近にできる人もいないというと、なおさら相談機関に相談したい気持ちは低くなるのではと感じた。

○加藤委員長 相談機関という、少し子どもと離れた場所ではなく、もっと身近なところでいけば、そこも変わってくるということだと思う。

○寺島委員 前職で学校のスクールソーシャルワーカーをしていたときに感じたのが、家庭に課題のある御家庭で、おそらく虐待の一手手前ぐらいの状況なんじゃないかと疑われるような状況があって、SOSカードを渡してもその子自身はなかなかSOSも出さないし、家庭のことも本当に口に出さなくて、自分の家庭に課題があるときは、なかなか言いにくいし、もちろん相談機関にも行きにくいし、なおかつ、そういう状況だと、もともと家庭の問題だから言いにくいというのもありつつ、その子の発言自体もなかなか言葉にしにくいという特性があったりいろんな課題が、単純に、周りに悩みを聞きますよという大人がいるだけでは、そこにたどり着かないという問題があるのかなというふうに思いました。積極的に、大丈夫、大丈夫というのを言って、ようやく少し言い出せるかどうかという世界があるのかなと感じた。

○加藤委員長 何か一時的に聞いてくれる人がいるというだけではなく、もう少し寄り添いながらその話を聞いていけるような環境がつかれないと難しいということか。

○寺島委員 より積極的に関わらないと難しいと感じている。

○山岸委員 このクロス集計という集計方法を用いて、かつ、10ポイント以上の差がある

ものの中から今回の調査に向けて参考となりそうな項目ということで、これらのQ5、Q20、Q22を抽出した趣旨だと思うが、どういうふうな意図で抽出したのか。これはいろんな考え方があると思うが、そこを意識しつつ、目指すべき姿、あるいは目標設定の在り方というところにつなげていくという話になると思う。

Q5とかQ20、Q22の回答次第で、例えばQ5について言えば図1から図6についての結論が大きく異なっているということは、「毎日が楽しい」とか「自分が好き」とか、結構いい言葉が書いてあり、それについて、周囲に悩みを打ち明けられる大人がいるかどうかでドラスティックな差が出ているということであるならば、目指すべき未来像というのは、周りに悩みを話せる大人がいることだというような、そういう方向に行くということなのか。

あとは、ボランティア活動に参加したことがあるか否かで条例を知っているかどうかという結果が大きく違う。子どもからの相談の間口を広げるというところでは、一つの前提として条例を知っていれば当然相談とかもしやすいだろうなみたいなのところもあると思う。活動、ボランティア等に参加する、あるいはしやすいということが目指せていないのか。そういう考え方、ないしはそういう糸口で示されていいのかなと感じた。

○加藤委員長 そのあたりはこれから皆さんと議論していくべきポイントで、今おっしゃったように何を目標にして、その目標を実現するためには条例の広報活動が大事だとか、クロス集計の中で何を目標として、その目標を実現するために、何をすればいいのかみたいなのところをどう今回設定していくのか、そこが大変難しいというふうには思っていますので、今日目指すべき姿というものを少し明確化するための議論をしていきたいと思う。

自分が好きというのを増やしていくとか、意見表明ができる状態を増やすことを、目標として設定していくのか、そのあたりはなかなかどう設定していけばいいのかということがあると思う。

○田上委員 安心して自分の気持ちを話せる大人がいるかどうかで差が出ているのが今回の結論ではと感じた。安心して自分の気持ちを話せる大人とは、子どもにとっては、まず親と先生が身近なところだと思う。この2つが自分にとって安心できる人ではない子どもは、結局安心できる大人がいないという率が高いのだと思う。「おとなりさんはなやんでる。」というEテレのテレビ番組で「諦めないで3人まで悩みを相談してください」とあった。先生も親にも聞いてもらえなかった子どもが、もう1人、次の誰かにつながる状況をつくってあげないと、改善しないのではと思った。

「相談機関を利用したいと思う」というこの43.3%、逆に言えば、ちゃんと自分の周りには聞いてくれる大人がいるから、別にそこに相談しなくても周りの大人に相談すればいいやというのも含まれているはずなので、ここが90%になる必要はないと思う。逆に、先ほどもあったように、16.3%であるというのがとても問題であると思う。相談しやすい状況をつくっているのかというところでは、例えば夢パークWEBサイトでの相談のページを見るたびに、これでは子どもは相談したい気持ちにならないのではと思ってしまう。標記として漢字があって括弧平仮名、漢字があって括弧平仮名。ルビが上に振ってあるわけではなくて、飛び飛びで読みづらく、長い。だったら、平仮名だけのものと、平仮名と漢

字を織り交ぜたものと、何なら英語だけのものとかをつくれればよいのではと思う。大人でも読むのに根気があるデザインでは、子どもにとってハードルが高いと思う。先ほどボランティアに参加したことのある、ないというのも、一つの指針になるのかというお話もあったが、この43.1%は、地域活動への参加経験がある子どもで、条例の名前も内容も知っている子は13.1%、参加したことがないで名前も内容も知っている子は9%で、そんなに差はない。ボランティアをしている子は、言葉は聞いたことあるけど内容は知らない子がいっぱいいるというところも含まれているというのは、見落としてはいけないと思う。

○寺島委員 Q5の「あなたには、安心して自分の気持ちや悩みを話せるおとながいますか」という質問に対して、「いる」と「いない」でギャップが一番大きいのが、「自分が好き・だいたい好き」みたいな自己肯定にすごく乖離があると思った。ただ、これが、悩みを話せる大人がいるから自分が好きなのか、自分が好き・だいたい好きという子であれば話せるのかということもある。どちらを施策としてはやっていくべきなのだろうというのは、今後考えていきたいと思った。

○加藤委員長 自己肯定感を目標に設定している自治体もたくさんあり、どちらを目標に設定していくべきかというところは、いろいろ議論できればと思う。

○高石委員 安心して話せる大人についてのクロス集計が、安心して話せる大人がいるほうが、毎日楽しかったり、自分が好きだったり、自己肯定感と関係があると思う。「先生が子どもの意見を聞いているか」と同じで、話を聞いてもらっている大人がいると大切にされているとも感じると思う。話を聞いてもらっているかどうかというのがやっぱり重要なのかなと思うし、支援者の立場からいえば、すごく積極的に聞きに行っているかとか、行けているかとか、そういったあたりが重要だと思った。

○加藤委員長 Q5は、子どもの権利の視点で言うと意見表明権になると思う。川崎市の条例だと7つの権利があるが、意見表明権も入っているか。

○事務局 参加する権利の中に入っている。

○加藤委員長 そうすると、Q5と20は一緒にしたような感じで入ってきているわけで、条例とも少し関連させて見ていく必要があると思った。高石委員からもあったように、子どもの権利を保障するためには、大人が、あるいは社会の側がどう応答していくのかというのは対になっていると思うので、意見表明ができるということと、聞いてもらえる、ちゃんと聞く大人がいるかどうかというのは対になって考えていくべき視点があるかと思う。今回の目指すべき姿というものをどう設定し、目標設定というのがもう一つある。もしかすると目指すべき姿を実現するために、私たちがどうすべきかというところが目標設定になるのかなと感じた。

今回、事務局のほうでクロスをしてもらった結果で、皆さん自身がふだんいろいろ自治体と関わったり、子どもたちと関わっている中で、こういう目指すべき姿を私たちは共有

すべきではといったものがもしあれば共有してもらいたい。

○和泉委員 中野区でも子ども・子育て会議の委員をやっており、教育委員会の事務局ともいろいろやり取りする機会がある。中野区では、昨年からLINEでの子どもの人権相談をやっていて、学校の先生の退職者などを相談相手に充てて子どもたちの悩み相談を受けるということをやっているが、もう回答が追いつかないぐらい集まっている。ある意味、公的な機関だけれども、逆に自分のプライバシーについて知らない人に相談したいというニーズはあるのではないか。特に今、スマホを使ってとか、あるいはLINEで相談となると、自分でスマホを持っていることを前提みたいになっていて、それは御家庭の方針にもよるし、そういったSNSに子どもがどう関わるべきかみたいな話もあるので、なかなかこれは難しい部分もあるが、まずやってみようということで中野区は始めている。

○加藤委員長 そのLINE相談を始めた背景としては、問題意識としては、子どもが自分の気持ちとか悩みをもっといろんなチャンネルを用いて吐き出せるというか、その一つの重要な手段としてLINE相談を導入したということか。

○和泉委員 そうです。教育相談の窓口自体は各所にある。ワンストップにせず、いろんなところ、見かけたところへ相談してねという形で、図書館の中に置いたり、あるいは不登校の子どもたち向けの施設にも相談窓口があったり、もちろん役所の中にもあるが、そこにやはり引っかけられない子、そこはなかなか敷居が高いと思っている子にはLINE相談というのが一つの解決になっているのではないかと思う。

○加藤委員長 田上委員からもあったように、LINE相談あり、いろいろ窓口でも相談に乗るよという窓口があり、あとは親とか教師とか、子どもにとってすごく身近な人がどう子どもたちの気持ちを聞いているのか。だから、いろんなチャンネルが必要。でも、保護者とか教員はちゃんと聞いているのかどうかというのがある。そこも問われると思う。

○金子委員 第8期でも相当いろいろ議論があった中で、子どもたちが日中ほとんどの時間を過ごす保育園だったり幼稚園だったり学校は、権利が尊重されるための目指すべき姿ということでは、避けては通れないだろうと思う。なので、そこにいる大人が子どもの権利を尊重するためにどのような姿勢でいるかというのはとても大切なこと。ほかにもいろんな居場所があるが、目指すべき姿と目標設定というところに、ここは明確に置いておきたいと思う。学校、保育所とか子どもたちの平日昼間使うフリースクールや、ゆうゆうなどを調査対象にしたいと思う。

○加藤委員長 目指す姿は、事務局としては何個ぐらいを想定しているのか。

○事務局 想定していませんが、一つではないと思っている。

○加藤委員長 1つではない。子どもの権利が実現されている姿はこういう姿があるので、

そこをしっかりと親も教員も様々な専門機関の専門職も、ここが肝になるというように伝えていくことになると思う。それが、ちゃんと子どもの気持ちを受け止めるとか、思っていることを表現できることにもつながっている。

○田上委員 今、働いているお母さんが多いので、わくわくに通っている子どもも多い。特に夏休みは、2か月近く朝から晩までそこですごす。わくわくの先生とかに調査することもできるのか。

○加藤委員長 調査対象に入れていいと思う。

○霜倉委員 一昨年、こども文化センターで子どもに話を聞いたことがある。5年生だったか、わくわくは、夏休みに行くと、一時帰宅などができず、わくわくから出たらもう帰るしかない。一方、こ文は、午前中友達と過ごして、1回お昼に帰ってまた来るとか、弁当を持ってきていた子もいる。高学年になってくると、こども文化センターのほうが、わくわくよりも利用しやすいとは言っていた。

○田上委員 実態としては、小学校3年生ぐらいからやめてしまう、行かなくなるようだ。ただ、夏休みのなどの長期休暇は、朝から晩までただそこにいるというのを、苦痛だけどころことになる。お子さんたちは、何か勉強とかするわけでもなくいるだけ。

○加藤委員長 夏休みになると、子どもの数も増えて、支援員の人もなかなか一人一人対応できない。

○田上委員 そうですね。あと、わくわくにはパートなどで働くスタッフも多い。私自身、いろんなわくわくに出入りするが、条例のことを知っていそうな人を見たことがない。皆さんパートで、辞めたり入ったりも激しい。

○加藤委員長 そうですね。多分、子どもの気持ちを聞くとか、子どもがしっかりと自分の意見表明権ができるということを目指すべき姿にした場合に、やっぱり受け止める大人としては、子どもの権利条例を全然知らなければ、それを実現するということにはつながらない。だから、そこを目標設定として位置づけるということはとても大事なことで、わくわくに状態を聞く形で調査をすることも大だと思う。

○田上委員 全市でさまざまな運営団体が入っているので、その運営団体によっても変わってくる。各団体等で研修はやっていると思うが、全くやっていないような感じもするところもある。必ず研修をしてほしいと思う。

○加藤委員長 青少年支援室としては、子どもの権利学習とか研修を、限られた人員でも力を入れてあちこち行っていると思うがどうか。

○事務局 わくわくプラザはこども文化センターの運営団体が運営している。そこは必須で子どもの権利の研修をする。ただ、全員出られるわけではないので、個別にこども文化センターからの依頼に対応している。全市単位での研修の場合は、各施設から1～2人という形で、その研修がどのように現場にフィードバックされているのかも重要だと思う。

保育所に関しても、各区で分かれて保育所の連携しているネットワーク会議がある。そこで毎年1回は必ず子どもの権利を話題にさせていただいて、自主的に学習をやる場合や、依頼があつて研修させていただく場合もある。各保育園で個別に研修をしたいという依頼も毎年かなりあり、保育園での研修の機会が多い。

幼稚園に関しては、川崎市は私立だけなので、そこは力を入れなければと研修担当としては思っているところ。

学校に関しては教育委員会が別の実施している。

○田上委員 保育園については、私もいろいろ出入りしている感じだと、根づいているように思う。ただ、わくわくは、パートの方たちが長く何年も勤めているかという保障があるわけではなく、人が替われば情報も途切れるのかなと感じる。

○加藤委員長 特に夏休み期間だと人手不足で、パートの方とかもたくさん入りながら子どもを見ていると思う。

○蔭委員 川崎市の子どもの権利週間の中で、教育活動総合サポートセンターもその事業を受けていると思う。年間10校ぐらいに出前授業に行く。その中で、子どもたちが、自分自身で、どこが自分の権利か知ってもらうのは大事ではないか。

学校の先生に相談というのはとても厳しいと思う。先生はすごく忙しくて、学校の先生は相談対応までカバーできるか疑問。学校の先生、親を含めて、あと自分の友達に言えることがどのぐらい、どこまで言えるか。それを視野に入れてもいいのではないかなと思う。

○加藤委員長 今、学校の先生が置かれている状況もかなり厳しいので、そういう状況を変えずにちゃんと子どもたちの悩みも聞いてほしいみたいなことを言うだけでは解決に至らない。

今回の諮問が「子どもの権利が尊重されるための目指すべき姿や目標設定の在り方等について」ということで、目指すべき姿と目標って、いずれも同じことを言っているように思ったので、こういう捉え方はどうか。目指すべき姿は、ゴールというか、ここを目指す具体的な姿として設定をしていく。目標設定は、これはちょっとニュアンスの違いかもしれないが、ゴールというよりもターゲットみたいな形で、目指すべき姿を実現するためには、どういうターゲットに対して具体的にどう働きかければいいのかといった形で、目指すべき姿と目標設定を少し分けて捉えていくといいのかと思った。

今日、目標としては、何を私たちは目指すべき姿として設定していくべきなのかということと、具体的にどういったところに調査先として聞きに行けばいいのかということを決めていきたいと思う。

寺島委員が普段活動されているカタリバと今回のテーマは結構近い気もするがいかが

か。

○寺島委員 私が関係しているのは不登校支援になる。目標設定として、今の自分の気持ちや悩みを話せるというところに絡めて言うと、言う側がきちんと自分の思いを言葉にできる、そのための自分自身の肯定感が高まっていたり、あるいは言葉にできない場合にそれを聞き取ってもらえるような環境があることではないかと思う。

あと、言いやすい環境があること。子どもにとって相談しやすいような環境であること。先ほどのネットもそうだし、もしかしたら学校とかじゃない、ちょっと近くのおばちゃんだったり、あるいは通っている居場所のお兄さんだったりするかもしれない、そういう環境面。

あとは、やはり子どもから発するというのはなかなか難しかったり、自分がちょっとよくない環境にいるということを子ども自身があんまり感じられていないことが実は多いので、周りの大人が気づいてあげられるような環境ができると、「自分の気持ちや悩みを」というところに対しては、ある程度カバーできるかもと感じた。

○加藤委員長 そういったところに関して、どういう課題があって、何が課題を阻んでいて、それを実現するためには、どういうことがあればその目標に近づけるのかというところは少し調査をしながら、具体的に捉えていけるのではと思う。

お話いただいたように、子どもといっても、不登校の子どもや、いろいろな子どもたちがいるし、年齢層も多様なので、特定の子どもに偏らないでしっかりと聞いていければと思う。

○安委員 前期ではヒアリング調査して対話調査もしていた。諮問の内容について、現状をまずは調査して、その後はどう変えていくかという対話を進めていたと思う。今回は、諮問の内容がちょっと違って、調査活動も何をすればいいかと思っていた。今不登校の子どもの話もあったが、いろんな状況の子どもたち、学校にいるとか、学校外にいるとか、不登校の子どもとか、多文化の子どもとか、そういう状況の子どもたちが、子どもの権利が尊重される姿についてどう思っているかということ聞きながら、そこで目指すべき姿というのを委員会の中で共有しながら、その後目標設定という流れにしていくのはどうかと思う。前の委員会とは、調査活動の形が違っていいと思った。

○加藤委員長 今ここで子どもの権利が尊重される姿を出すのではなく、その部分も子どもたちの声をしっかり聞きながら、子どもたち自身が子どもの権利が尊重されている状態ってどういう状態なんだろうというところから、いろいろな子どもたちの声を聞いていく。しっかりと子どもたちと対話をしながら聞きつつ、子どもたちが、悩みがあってもなかなか話し出しづらい、それを阻んでいるのは何かとか、あるいは、聞く側として、なぜちゃんと聞けないのか、そういったところを調査していく流れ。

○山岸委員 神奈川県弁護士会は複数の子どもの権利に関する相談窓口を備えて、定期的に相談を受け付けている。それらの相談窓口の存在は、神奈川県弁護士会のホームページ

をはじめ様々なところで周知している。おかげさまで、それぞれの相談の枠に、ぎっしりとたくさんのお相談をいただいているところ。

少なくとも私の体感上、子どもの権利が重要とはいいつつも、実際にその相談に来る方は、むしろその親御さんが多い。先ほどもあったように、お子さん自身では問題の重要性に気づかないとか、あるいは重大とは思っていても自らは様々な理由でアクションを起こせない、あるいは起こそうとしないというところがあって、親御さんが相談に来る。その御相談内容は、例えばうちの子が全然学校に行けなくなるとか、うちの子がいじめられてとか、あるいは逆に、うちの子が犯罪をやっちゃったりとかでどうしようみたいな相談がある。

何が言いたいかというと、子どもの権利を保障するために、もちろん子ども自身がアクセスできるということが重要なのは異論ない。ただ、現実問題なかなかそうではなく、むしろ大人、中心は親に対してアナウンスないしインフォームすることで、間接的に、お子さんの権利を守るという意味で、大人に対する調査、アクセスということも視点の一つとしてあっていいと思う。

○加藤委員長 なるほど。やっぱり子どもの権利があり、子どもの権利というのは、子どもがどんな子どもであっても無条件に保障されるべきこととしてあって、それを保障するために、もちろん子どもたち自身で相談に行くということも大事だが、それと同じくらい、あるいはそれにも増して、その権利を保障するために大人の応答責任、大人の義務というものがあると思う。一番身近な大人である親が子どもの権利を保障するためにどう動けるのか、どれだけ責任を果たせるのかという視点も、大事な視点だと思うので、含めてやっていけるといいと思う。

そうすると、あと、例えばこ文とかわくわくとか具体的なヒアリング先が出ているが、前回の諮問が子どもたちの相談ということで、いろんな相談機関に話を聞きに行った。前回は、なかなかSOSを発することができないということが調査結果として出てきたので、だから、それを受け止め切れていない相談機関にどういう課題があるのかという視点で調査した。今回の調査は、やはり川崎市内の課題を洗い出すという視点と、あとは何か先進事例、先進的に取り組んでいるところも加えると、今回の諮問に対するヒントが得られるのではと思う。委員の皆さんが関わっている自治体や弁護士会とかNPOとか、そういったところも調査の対象にしてもいいのではないかなと思う。川崎市内だけでなく、ほかの自治体とか、広域で活動しているNPOとか、そういったところも含めてもいいと思う。

そうした、調査先について具体的に、安委員から提案のあった、子どもの権利が尊重されている状態って、子どもたち自身にとってはどういう状態が大事だというふうに思っているのか、それを子どもたち自身に聞くとすると、どういう子たちに聞きに行けばいいのかという話も重なってくると思う。取りあえずどんどん出してもらって、それで、そこからある程度絞っていききたいと思う。

○霜倉委員 今までの話を含めて、安心して話せる大人の存在のところもあったし、それに対して田上委員からは、親、先生、それから第三の（大人）とあったが、例えばわくわくとか具体的に挙がったが、そこに関わる大人がどういうふうに子どもたちと関わって、子

どもが話せる環境、関係性ができているのか。そういうところで言うと、その保護者、学校の先生の次に子どもたちが活動しているところ、そことの関係性。ある意味、子どもたちが地域活動とかで定期的に子どもが通っているところが対象になるのではないか。

多分子どもたちも、相談機関と言っても、関係性のないところではなかなか話せない。つながりがあって、いろいろ話を聞いてくれる中で、少しずつ話ができるようになって思うので、今までも定時制高校の子どもたちのカフェみたいなものを学校の中につくって、地域のNPOやボランティアが活動している。それが今どういうふうに展開しているのかも含めて調査できればと思う。

○加藤委員長 親とか先生だと、大事だけれど、どの親に聞きに行けばいいのか。結構多様で、今話にあったように、第三の大人、斜めの関係みたいなそういう場があるということが今回の目指すべき姿にとってすごく大事、子どもにとっての場になるような気がする。(養護)施設の職員は、少し斜めの関係みたいなことはあるのか、親に近い存在なのか。

○霜倉委員 うちの場合は入所施設で、家庭で暮らすことができない子がうちで生活している。どっちかという家庭に近い環境、むしろそこに保護者、子どもたちの実親とかを含めて、そことどうつなげていくかという立場になる。

○加藤委員長 施設の職員の方って専門職なので、親にとって役に立つ視点ってたくさん持っていそうな気がする。

○霜倉委員 田上委員から、人が替わっちゃうとか、パートで関係性がという話もあったが、今、どこの機関も人材難で、うちもそうだが、長く勤める環境をどうつくるのか。これは大人の問題だが、先ほどのわくわくもそうだし、結構人材確保と育成、定着のところ、そこが子どもとそうやって関係性を取って、何でも話せる関係性をつくろうと思うと、その課題も結構大きいと思う。

○加藤委員長 LINE相談だとそういうものはなしでアクセスできるが、対面的なことになると、確かに継続的に関わる中での関係が築かれてようやくということもある。ただ、国の居場所事業でも予算の関係だったり、なかなか継続性が保障できない状況もあると思う。

○霜倉委員 第三の(大人)という部分と、山岸委員がおっしゃっていた保護者の部分。さっき言ったように、安心して話せる環境にない子どもたちって、基本はその家庭環境の中で安定できない親の存在がある。根本的には、どうしても子どもの権利の視点で言うと、当然主役は子どもだが、本来安心できるはずの家庭環境のところを考えると、むしろそっちのほうが大事。

○加藤委員長 弁護士相談につながってくる経緯は、どのような感じなのか。

○山岸委員 まず1つは、ホームページが多い。ホームページを直接みるより、検索をして、弁護士会とかの紹介のページがヒットしてつながる。あとは、ほかの機関にチラシみたいなものを置いて、それをきっかけでつながるのが一定割合いる。

○加藤委員長 でも、弁護士に相談って、ちょっとハードル高そうで、いろいろ悩んだ挙げ句、ようやく来て、結構深刻化した状態で来る感じか。

○山岸委員 確におっしゃるとおりで、何も事が起きていませんというのは当然なく、事が起きて、ある程度、様々な機関とか、あるいは関係者が既に関与していく中で、その問題が解決されません、どうしたらいいですかという状況が多い印象だ。

○寺島委員 どこに聞けばいいかわからないが、調査したいと思ったのが、昔課題を抱えていた方で、今は高校生とか大学生ぐらいのちょっと話せるような状態になっている方が、もし施設とか関わっていた機関でつながりがあれば、そういう方にお話を聞きたい。今現在の課題ではないので、振り返ってどうだったとか聞けるんじゃないか。

○加藤委員長 なるほど。その人が、課題を抱えていたけれども、いろいろ悩みつつ、どうい人となつながら何とかその課題を克服して今に至っているのか、その取組の経験みたいなものにヒントがありそうということか。

○寺島委員 そうです。取組の経験だったり、そのときを振り返って、もしあのとき、こういった関わりをしてもらっていたらよかったとか、そういうことも含めて、今現在ではないから逆に話せるということもあると思う。

○加藤委員長 かつて子どもだった大人も含めて調査対象になる。

○寺島委員 不登校でも、リアルの居場所もあるし、教育支援センター、チャット相談や、オンラインで対面で相談をしながら、オンライン上のプログラムを使ってもらいたいなこともある。それはそれで、その層が違う。オンラインでしかチャットとかに参加してこない子は、なかなか画面もオンにならず、しばらくしてようやくオンになる。会話も、こちらからはするが、いいねのボタンが押されるだけとか。それぞれに適したチャンネルはあるみたいだなと思う。

子どもたちの意見を引き出していく取組も、これも層が大分違って、自分たちで物を考えようという意識を、その前段階で意識を上げていくというところには役立つけれど、落ちてしまったというか、大分、気分的に落ち込んでしまった子に対しては、なかなか活用が難しい。

なので、それぞれの個人の情緒的な状況によって関わり方が違う、適切な部分があるので、いろんな方に聞けるといいと思う。

○加藤委員長 いろんな相談に乗っている方に聞けるといい。

○田上委員 安心できる大人というと、子どもにとっては身近な親、そして先生、もう1人いればいいのにといったときに、子どもの行動から見ると、私がよく子育てサポートで頼まれるのは、塾や習い事への送迎。だから、その次によく会っているのは習い事の先生だったり塾の先生だったりする。多分そういうところにいる大人ぐらいしか、大人と会って会話をすることがないんじゃないかなと思う。わくわくに行っている子はわくわくの大人。今想定しているのは小学生をイメージですが、子どもの世界って、そんなに広い世界ではないので、調査対象として、塾や習い事の先生が可能かはわからないが、例えばフロンターレのコーチとかに聞いてみると、今までとは違う意見等が聞けるのではと思う。

高校になって単位制や、オンラインの高校もある、そこを利用する子は、何か自分がやりたいものがあって、そこに行っているかもしれないし、もしかしたら、小中学校にあんまり通えなくて高校はそういうところを選んだかもしれない。不登校などを経て、高校は登校でもオンライン授業でも、学ぶ方法を選べる学校に通っている高校生を知っているが、きゅうって心がなくなってしまっていたが、そういった学校に行って、今は回復している。自分のこれまでの体験から、こういう姿があるべき姿かなというのを本音で語れる方々がいるのではと思う。

○加藤委員長 フリースクールみたいなところなのか。

○田上委員 フリースクールだし、公立、きっと県立でも今は単位制の高校があるようだ。

○加藤委員長 そういうところであるがゆえに、工夫しているかもしれないということか。

○田上委員 工夫しているし、自分が実際権利を損なわれた経験がある場合が多いように思う。例えば友達のいじめでも何でも、先生からの暴言でも、損なわれた経験があれば、逆に、こうだったらよかったのにと思っていることがあるのではないかと思った。

○加藤委員長 その辺を聞きたいが配慮しなければいけないこともあって、金子委員から見て、その辺は危惧されるべき点とか何かご意見いただきたい。

○金子委員 前期の調査で、ゆうゆう広場に行ったが、なかなか核心に迫るような質問ができる状況ではなかったような感じだった。先ほど寺島委員がおっしゃったように、現時点では話せないお子さんが、特に学校に行けないお子さんには多いだろうから、過去を振り返って、こういうことをしてほしいとか、そういうふうにとちょっと時間がたっていらっしゃる方に聞く方がいいのでは思う。

○加藤委員長 どうやって子どもたちの本音に迫るかというのは難しい。

○田上委員 難しい。子どもにとって権利って、多分空気みたいなもの。あって当たり前なので、損なわれなければ権利があること自体に気が付かない。空気がなくなると苦しい

ように、権利がなくなると苦しい。それが体の反応として出るのか、言葉として助けてと出るのか分からないが、なくならないと、自分に権利があるとかないとか分からないのではないかと思う。逆に言うと、空気が薄いところでずっと暮らしていたら、そこでそれなりに順応して生きていけたりする、本音を引き出すのはすごく難しいと確かに思う。

○加藤委員長 先ほどのいろんな課題に対して、かつて、抱え込んだりしたことや、乗り越えたりしてきたのかということと、そういうプロセスをたどってきている方であるがゆえに、子どもの権利が尊重されているって、どういう状態なんだろうみたいなことも、併せて聞いていけるといいのかもしれない。

○蔣委員 ふれあい館で調査してみたいと思う。外国につながる子どもたちの寺子屋をやっていたり、こども文化センター、わくわくプラザも含めていろんな事業をやっている、職員に対しても聞けることもあると思う。

○安委員 私たちが行けるところは行って、子どもたちと触れ合いの時間も持って話を聞けばいいなと思う。子どもの権利、学習とか、一生懸命やっている先生たちとかスタッフがいると思うので、その方を通して何か子どもたちの話を聞くというのもあるかなと思う。子どもの権利について知っている子どもたちに話を聞くとか、まずは子どもたちと、子どもの権利について知ってもらう時間を設けて、その後何か目指すべき姿とか、こういう様子とかを聞く流れをつくりたい。そういう時間があって、子どもたちがもっと話せると思う。私たちが行けるところは行くが、施設の協力、保育園の先生、学校の先生にも協力をもらいながら、幅広い子どもたちの声を今回は拾いたい。

○加藤委員長 子どもの権利に関して少し関心を持って取り組んでいる大人や、保育所、相談機関を一つの手がかりにして、子どもとつながって意見を聞いていく。ありがとうございます。子ども会議とか、あと、保育所の中でも子どもの権利の視点を大事にしながら保育を展開しているような民間の保育所とか。先ほど霜倉委員から話があった、子どもの居場所づくりを高校の中とか学校の中で展開している大人と子どもとか。

○蔣委員 教育活動総合サポートセンター。

○加藤委員長 今までは子どものヒアリング調査と大人への対話調査みたいな形で明確に分けてやってきたが、両方に聞けるといいと感じた。

○和泉委員 条例を見ると、親に代わる保護者とあり、社会的養護の里親さんとかそういったものも含まれている。そこにも聞けるといいかと思う。お子さんができなくて特別養子縁組を目的にするような方もいれば、一応里親として一定期間預かって育てる方もいて、特に後者の方というのが広がっていかないと、なかなか家庭的保育、社会的養護が実現していかないし、みんながみんなかなりいっぱいになっているような児童福祉施設に入所し

続けるというわけにもいかないなという部分でも、どう解決できるのかなという関心を持っていて、そういったところでも、もし何かできるようであればと思った。

○霜倉委員 僕もかつて里親だった。川崎には、あゆみの会という里親会がある。ここから独立して、ささえる会という、NPOだったかピアサポートがあり、経験のある里親さんがほかの里親さんの声を聞いたりする。多分ここで里親さんに聞けると思うが、子どもは児相が絡んだり、児相の承諾が必要だと思う。里親さん自身であれば、里親会とかささえる会を通して可能だと思う。

○加藤委員長 養育を、委託を受けてやっているがゆえに、かなり意識したり、考えたりしながら子どもと関わっていると思うので、そのあたりをお聞きできると、今回の答申を具体的にまとめていくに当たって、子どもの権利が尊重されるための目指すべき姿と目標設定、子どもの権利条例にいろいろ書かれているけれども、もっと身近な目標設定として具体化していくとしたら、どういう姿になるのだろうかというヒントがいろいろ得られるかもしれない。

○和泉委員 川崎市の条例は全国的にも先駆けていて前例になっているというのもよく理解したところで、その条例の改正ということとか、あるいはほかの自治体で新しく子どもの権利に関する条例をつくったところを見てくると、2023年に国がつくったこども基本法を基にこども基本計画とかそういった形で条例にしているところがあって、その子どもの定義というのはいま少し幅広めになっている。年齢的にも、18歳で区切るのではなく30ぐらいまでとか。

川崎の条例を見ると「18歳未満の者その他これらの者と等しく権利を認めることが適当と認められる者」というちょっと曖昧な言い方で、カバーできそうな感じはするが、これまでの委員会での取組は、18歳で区切りってきたのか。あと、例えば社会的養護の経験者で18歳に退所、または二十歳で退所したという人たちに対する支援が切れ目なく続くかどうかという部分であったり、これは民間任せになっているんじゃないかも含めてあるのだ。虐待経験者や不登校経験者で、高校も通信に行き、その後ひきこもりだったりする20～30歳の人たちまで、ある意味支援が必要な、子どもの権利の延長の中で、実はカバーしなきゃいけない範囲なんじゃないかという部分で、そこを拡張するともうちょっと幅が広がるし、それをやると、やり切れないぐらい広がっちゃうのかもしれないし、どういう方針で行くのか尋ねたい。

○加藤委員長 そこはやはり18歳未満で区切るのではない方向性で行く必要があると思うが、事務局としてはどうか。

○事務局 条例としては、18歳未満としている。調査対象として18歳で必ず切る必要もないと思うが、寺島委員からもあったように、体験者・経験者の話を聞くというのはとても良いと思うが、調査に協力してくれる人をどのように探すかは課題だと感じている。

○霜倉委員 2～30年前から、社会的養護出身者の当事者団体があった。川崎市だけで活動しているところは聞いたことがないが。

○加藤委員長 もう少し広域でいくと、見つかるかもしれない。

○霜倉委員 神奈川県内の児童福祉施設の職員研究会というのがあって、そこは年間にいろんな研修を職員向けにやっているが、そこに施設出身者の子どもを何人か呼んで、職員研修として、今はこんなことをしているとか、施設にいるときはちょっとこんなことが嫌だったとか、ここはよかったとか話してもらっているようだ。でも、そういう場に来る卒園生というのは、ある程度、今は落ち着いている状態。

和泉委員の話の流れから言うと、本来児童福祉法も18歳までなので、18で区切るというところだと思うが、社会的養護の現場で言うと、里親さんもそうだが、18という概念はない。措置延長も二十歳までは延長できるし、自立援助ホームは、進学している子については22歳まで。これも面白いところで、自立援助ホームだと、22歳になった年度末まで。だから、同じ学年の子でも、4月生まれの子と3月生まれの子と、措置の延長が1年間変わるといふ、子どもにとってはすごい矛盾な状況になっている。

それと、今、自立支援のところは結構課題になっていて、措置が切れ、解除になった後も、自立生活支援の事業として措置は終わるが、二十歳過ぎても生活できる。それは外に物件を施設が借りて、担当の職員はつけなきゃいけないが、自立に向けての事業もある。

○加藤委員長 少しその辺も今回は視野に入れてもいいかもしれない。18歳で切らないで。

○霜倉委員 今の話で、やはり目指すべき姿は、子どもだけじゃないだろうと思う。そこに関わる大人は当然今までもそうだったし、機関の職員もそうだし。

○加藤委員長 高石委員は、スクールソーシャルワーカーの視点などでいかがか。

○高石委員 追加というより考え方の話だが、まず子どもの権利について、先ほども出たが、研修とかをやっているところで聞く分には、子どもの権利についてある程度理解はあり、支援者も子どもも展開されると思うが、多分一般の子どもに「どんな状態で子どもの権利を保障されていると思う」と聞かれてもよく分からないと思う。権利学習とセットというか、何かワークショップとかをやってからじゃないと、聞いてもあんまり話が深まらないのかなという気がする。それは職員もそう。

ただ、そこまで話を広げると、すごく大規模になっていくので、どうすればいいかと考えていた。

○加藤委員長 ヒアリングとか対話をするに当たって、子どもの権利について説明してから、あるいは学習してからでは、ちょっと時間がかかり過ぎるので、今お話があった、子ども会議とか、実際に学びながら子どもの権利をいろいろ考えている子どもたちとかというところがもしかしたらいいのかもしれない。ここまでの議論を少し整理していただいて、

次回はもう少し具体化していきたいと思う。

○事務局 今日幾つかデータをお出ししていたが、他にも基礎データになるようなものを、次回以降提示して、さらに議論していただければと思う。

○加藤委員長 今回の実態調査のクロス集計結果は、今回の諮問を踏まえて、関係しているのは何だろうと拾ってきた結果で、諮問を踏まえて調査をしたわけではないということがある。だから、聞くって具体的に何だろうとか、そういったところも少し深めていくといいのかと思う。

聞くだけでいいのかとか、応答するということなのか、対話をするということなのか、子どもたちが、一体、聞くということで何を求めているのかということからは少し深掘りしていく必要があると感じている。

○事務局 ちなみに、困ったことがないという子どもも20%ぐらいいる。寺島委員が言ったように、課題や困りごとと権利侵害に気づいていない場合が多く、解決につなげるには本人の気づきが一番大事になってくると思う。

○加藤委員長 それはもしかすると、関わる大人が限定されているから気づけないということもあるのかもしれない。

本日は、このあたりで、何かほかに共有しておきたいことはあるか。

○事務局 11月末に、第8次子どもの権利の行動計画のパブリックコメント募集についてメールを皆さんに送らせていただき、先月末まで実施させていただいた。子どもへの啓発をしていただいたり、御回答いただいたり御協力いただきましてありがとうございました。

今まさに集計中ですが、多くの意見をいただいた。子どもからもいろんな意見をいただきましたので、そういうのも何か参考になるものがあればと思っている。御協力ありがとうございました。

○霜倉委員 公表はいつになるか。

○事務局 2月中旬になる。今回、子どもの意見を聞いて動画をつくったり、出前みたいな形で、職員も子どもがいる場所に行って、説明させていただいたことで、大人も子どもも意見をくれたのかと思う。また皆さんにも整理してお見せできればと思う。

○加藤委員長 パブリックコメントも、今回のテーマの政策レベルの、ちゃんと子どもが意見表明して、それを行政が受け止めるという意味では、今回のテーマと重なってくる点もあると思う。

○事務局 そうですね。第8次行動計画の中にも目標数値、成果指標みたいなものを用意している。今の目標のところは、目指すべき姿というか、どういう環境づくりの進め方で、

大きな目指すべき姿であると考えている。行動計画を8次にわたって連続でつくっている
ので、その持続性を見ながら、今回の諮問に対する答申をしていただくのは、おそらく
その部分を、どういう形にしていけばいいのかということだと思う。引き続き、協議し
ていただければと思う。

○加藤委員長 では本日の議題を終了し、事務局にお返しする。

3 閉会